

# 社会福祉法人 備後の里役員及び評議員等報酬規定

(目的)

第1条 この規則は、役員及び評議員等の報酬について必要な事項を定める。

(報酬の種類)

第2条 役員及び評議員等の報酬の種類は、次のとおりとする。

- イ) 理事長報酬(法人業務に専従する者) 300,000～500,000 円の範囲
- ロ) 兼務役員報酬(法人業務に専従する者)100,000～300,000 円の範囲
- ハ) 役員報酬 (理事会に出席する者) 8,000 円(税別)
- ニ) 役員臨時報酬(法人業績が良好な場合) 10,000～100,000 円の範囲
- ホ) 評議員報酬(評議員会に出席する者) 3,000 円(税別)
- ヘ) 外部委員報酬 (評議員選任・解任委員会に出席する者) 3,000 円(税別)

2 役員及び評議員等に対して、各年度の総額が 10,000,000 円を超えない範囲で算定した額を、報酬等として支給することができる。

(報酬の締切り及び支給方法)

第3条 前条のイ) ロ) に定める報酬の締切期間は当月 16 日から翌月 15 日までとし、報酬の支給日は翌月の 25 日に当該役員が指定する口座へ振込ものとする。但し、その日が日祝日又は銀行の休業日にあたる場合はその前日とする。

2 前条のハ) ニ) ホ) ヘ) に定める報酬の支払いは、役員及び評議員等が出席する当該会議において現金によって支給する。

(専従する者の定義)(削除)

第4条 法人に常駐し、次の業務を行っている者。

1. 法人の経営
2. 事業の改善
3. 事業の企画、調査及び報告等に関すること
4. 所轄省庁及び関連機関との渉外並びに連絡・調整

(改正)

第4条 この規定の改正は理事会で承認し、評議員会の決議を要します。

附 則

この規定は、2001年3月1日より施行する。

この規定は、2010年5月1日より改正、施行する。

この規定は、2012年4月1日より改正、施行する。

この規定は、2017年4月1日より改正、施行する。

(この規定は、2021年5月25日開催の理事会及び2021年6月12日開催の定時評議員会の承認によって改正し、2021年4月1日に遡って適用する。)

社会福祉法人 備後の里 理事長退職金並びに役員及び評議員等の弔慰金に関する規定

(目的)

第1条 この規則は、理事長退職金並びに役員及び評議員等の弔慰金について必要な事項を定めることです。

(退職金の適用範囲)

第2条 退職金は理事長に対して支給するものとします。(以下削除)

(退職金の算定基準)

第3条 退職金の算定基準は1任期につき理事長報酬の1ヵ月分とします。ただし、5期以上については第4条の定めのとおりです。

(退職金の支給)

第4条 退職金については次の額を支給します。

1. 任期満了による退職の場合は下記の表のとおり支給します。

区分	任期	金額
1	1期(2年間)	300,000～500,000円
2	2期(4年間)	600,000～1,000,000円
3	3期(6年間)	900,000～1,500,000円
4	4期(8年間)	1,200,000～2,000,000円
5	5期以上	2,000,000円
6	10期以上	4,000,000円

2. 任期途中の退職の場合

自己都合で任期途中で退職する場合は退職金の8割の支給とします。また、犯罪等の刑事責任を問われる行為による場合は支給しません。本人死去による退職については退職金とは別に弔慰金を支給します。

(弔慰金の適用範囲)

第5条 弔慰金は、役員及び評議員等に適用します。

(種類及び支給要件)

第6条 弔慰金

1. 役員及び評議員等が死去した時は遺族に弔慰金と献花を供えます。

(削除)

弔慰金 30,000円 生花 1対

2. 元職の役員及び評議員等、役員及び評議員等の配偶者並びに役員及び評議員等本人の1親等血族が死亡した時は弔慰金を供えます。

弔慰金 10,000円 生花 1基

3. 前項に対してすべて弔電を打ちます。

(改正)

第7条 この規定の改正は理事会で決定し、評議員会の承認を要します。

## 附則

この規定は、2002年4月1日より実施します。

この規定は、2010年11月1日より改変します。

この規定は、2017年1月24日より改正,施行する。